

平成29年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会

議事録

日 時 平成29年8月22日（火）午後2時から4時

場 所 逗子市役所3階 庁議室

出席者 [委員] 南川 秀樹、橋詰 博樹、鈴木 マリ子、山崎 純一、
渡邊 仁史、尾方 克実、田宮 良子、山上 寿美

欠席者 [委員] 松岡 夏子

事務局出席者 環境都市部長 田戸 秀樹
環境都市部次長（減量化・資源化担当）
資源循環課長事務取扱 石井 義久
資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均
資源循環課資源循環係主任 城田 桃子
資源循環課資源循環係主事 佐藤 節
環境クリーンセンター所長 藤井 寿成
環境クリーンセンター副主幹収集係長事務取扱 中村 純一
環境クリーンセンター処理係長 松岡 幹夫

会議公開の可否 可

傍聴者 0名

議題等 (1) 平成28年度第4回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録について
(2) 「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部
改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について（諮問）
(3) 逗子市におけるし尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）の現状と制度
改正の目的
(4) 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画検討状況
(5) その他
ア 葉山町の可燃ごみの受入れ処理状況
イ その他

配布資料 平成29年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第

平成28年度第4回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）

資料1 2市1町ごみ処理の現状・課題及び広域連携の可能性整理

資料2 2市1町ハード面（施設整備）での連携の整理（案）

資料3 葉山町の可燃ごみの受入れ処理について

机上配布資料

資料4 し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）の現状と制度改正の目的

【事務局】 本日はお忙しい中、集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、平成29年度の第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。本日は委員8名の出席をいただいておりますので、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項の規定により、会議は成立していることをご報告いたします。本日、あらかじめ傍聴希望はおりませんが、傍聴希望者については順次入っていただくこととなりますので、よろしくご承知おきください。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お持ちでない委員さんは、お申し出いただければご用意いたします。事前に送付いたしました資料として、平成29年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第、こちらにつきましては本日机上配付させていただいたものと差しかえをお願いできればと思います。本日、机上に次第を配付させていただいております。そちらと差しかえをよろしく願います。

続きまして、事前送付いたしました資料ですが、平成28年度第4回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）、前回の議事録（案）でございます。

続きまして、資料1、2市1町ごみ処理の現状・課題及び広域連携の可能性整理と表題のあるA3の横長の資料になります。資料2といたしまして、2市1町ハード面（施設整備）での連携の整理（案）。こちらは1枚のA4の資料になります。資料3、左上に「逗子市からのお知らせ」とございまして、表題といたしまして、葉山町の可燃ごみの受入れ処理についてという資料になります。こちらはA4で3枚の資料になります。

また、次第とあわせて、本日机上配付いたしました資料といたしまして、資料4をお配りしております。本日机上配付の資料でございます。表題につきましては、逗子市におけるし尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）の現状と制度改正の目的という資料でございます。枚数といたしましては7枚、5枚目がA3の横長の資料になります。資料4といたしまして、7枚資料をお配りしております。

以上でございますが、資料の過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日、事前の資料送付が間に合いませんので、机上配付させていただいた資料にかかわることでございますけれども、審議前に本日の審議会の議題について、一言、事務局のほうからご説明をさし上げたいと思います。

昨年来、鎌倉市、逗子市、葉山町との広域連携についてご説明をさし上げてきましたとおり、この7月から逗子市で葉山町の可燃ごみの受け入れを試行的に開始いたしました。また、相互の役割分担の考えの中で、逗子市のし尿及び浄化槽汚泥につきまして、葉山町での処理につい

て協議を進めていくこととなりました。それに伴いまして、し尿処理手数料及び浄化槽清掃手数料に係る制度の見直しを検討することといたしまして、本審議会でのたび審議をお願いすることとなりました。その点につきまして、今回、議題2といたしまして、市長から審議会に対しまして諮問をさせていただきます。そういった議題を盛り込んでおりますので、よろしくご審議のほどお願いできればと思います。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

【南川会長】 はい。今日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

まず、第1ですけれども、議題1、3月に行われました28年度第4回審議会の議事録(案)でございます。これにつきましては、既に皆さんに送付させていただいております。何かこれについて、特に修正とかございましょうか。事前にお送りしておりますので、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、特に修正意見はございませんので、これで確定をさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議題2ということでございまして、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正、これはし尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正について、市長から当審議会に対する諮問を受けたいと思います。

【事務局】 今、市長が参りますので、少々お待ちください。

【南川会長】 はい。

(市長入室)

【南川会長】 そうしましたら、市長が来られましたので、これから諮問ということでいただきます。

【平井市長】 それでは、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正、し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正について、諮問書のとおり諮問いたしますので、どうぞ審議のほど、よろしくお願いいたします。

【南川会長】 しっかり審査します。

【平井市長】 よろしく申し上げます。

【南川会長】 ただいま市長から諮問をいただきましたので、委員の皆様にも事務局からその写しをこれから配付させていただきます。

(諮問配付)

【南川会長】 配付されましたので、市長から諮問に当たりまして、お話があればお伺いいたします。よろしく願いいたします。

【平井市長】 皆様、大変お忙しい中、審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから本市の一般廃棄物処理についてさまざまな見地からご指導をいただいておりますこと、ほんとうにありがとうございます。

今、条例改正の諮問という形でお願いいたしました。ご案内のとおり、昨年7月より鎌倉市と葉山町、逗子市、2市1町の覚書を締結して、いよいよごみ処理の広域連携の枠組みというのが本格的な協議に改めて入りました。今年の4月からは、葉山町からの燃やすごみの焼却の受け入れということで、試行という形になりますけれども、既に処理がスタートしてございます。

葉山町とは、逗子市のほうが焼却と容器包装プラスチック、葉山町のほうでは植木剪定枝、し尿と、それぞれの役割分担を今後協議しながら、具体化に向けて着実に進めていこうということで、今まさに担当で協議を進めているところでございます。

それに当たって、今回の諮問は、いわゆるし尿、浄化槽の手数料について、許可制への移行という形での見直しの検討をお願いしたところでございます。

し尿は、後で詳しく説明があると思うんですけども、逗子は100%下水道が今、完備している中、いわゆるし尿のくみ取り、収集処理をしているのはわずか46世帯ということで、なかなかその残ったところの下水道接続というのが進んでいないという実態がございます。

一方で、手数料はかなり低廉なまま、この間推移してきまして、今回の葉山町との共同処理に向けたし尿処理ということで、これを1つの契機に、このし尿の手数料についても見直す。葉山町が既に許可制という形で収集、処理をされておりますので、それにあわせてという形での検討を皆様に諮問したところでございます。

また、鎌倉市とも昨年7月、改めて2市1町での覚書の締結をして、今後、具体的に鎌倉市との役割分担ということも、より効率的なごみ処理の体制強化ということで、具体的に検討を進めていくことにしておりますので、今回の諮問には、そこは含まれておりませんが、引き続き、さまざまな課題について、皆様からのご助言もいただきながら、具体化に向けて進めていきたいと思っております。

さっき申し上げたとおり、し尿処理の収集手数料はかなり低廉なまま推移してきたということで、その意味では市民の負担は低いまま来ております。その意味では、今回制度を見直すことになると、わずか46世帯とはいえ、当然市民の負担増につながることにありますので、そ

の意味では、慎重なご審議をいただいて、さりとて、負担の適正化という意味では、下水道に接続して、その処理をされている——ほぼ100%に近いわけですけれども、そこのバランスも含めて、いろいろとご議論いただければと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

私のほうからは以上でございます。

【南川会長】 ありがとうございます。

それでは、これからは審議会としての審議を進めたいと思います。

市長にはここでご退席をいただこうと思っております。ありがとうございます。

【平井市長】 どうぞよろしくお願いいたします。

(市長退室)

【南川会長】 では、これから審議に入りますが、まず審議を進めるに当たりまして、逗子市におけるし尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）であります、その現状と制度改正の目的について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 では、本日卓上に配付させていただきました資料4をお手元にご用意ください。座って説明をさせていただきます。

資料4の逗子市におけるし尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）の現状と制度改正の目的という資料をごらんいただきたいと思えます。

経緯につきましては、先ほど諮問させていただいた内容と同じ内容が書いてありますけれども、葉山町との共同処理を進めていくに当たりまして、し尿につきましても共同処理を検討しておりまして、それにあわせまして、し尿の収集と浄化槽清掃の許可制への移行をしていきたいという内容になっております。

こちらは手数料が現在、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例のほうで手数料を定めておりますので、制度を改正するに当たりましては、こちらの規定も改正するようになります。こちらの条例につきましては、配付した資料の一番下に条例の関係規定が抜粋されたものを両面で付けておりますので、ご参照いただければと思えます。

2番の現状といたしまして、逗子市内は公共下水道の整備率が100%になっております。こちらは平成14年に達成しております。下水道法によりまして、くみ取り便所が設けられている建物を所有する方は3年以内に水洗便所へ改造することが義務づけられております。こちらでも下水道法の関係規定の抜粋が、下から2枚目の資料に数行分ついております。11条の3、こちらになっております。

逗子市のほうでは、水洗便所への改造費用について、融資あっせんと助成制度というのを設けてございます。こちらは資料の公共下水道への接続についてという、イラスト付の環境都市部下水道課でつくっております対象者に配付しているチラシになるんですけども、こちらがそのあっせんと助成制度の簡単な資料になっております。こちらは改造だけが対象になっていきますので、新築の場合には、この制度を利用することはできないようになっております。

最初の資料に戻りまして、逗子市の現在の処理の手数料につきましては、こちらの表のとおりになっております。表1がし尿の処理定額制と有料制。定額制は一般家庭になっておりまして、1人当たり月額80円となっております。従量制、その他というのが仮設トイレ等のことになっておりまして、こちらは10リットル当たり40円となっております。あと浄化槽の清掃、こちら浄化槽のサイズによって決まっていますので、1.5平方メートル未満は4,000円となっております。

参考としまして、表2です。こちらが平成28年度のし尿処理と浄化槽清掃の実績になっております。先ほどの説明がありましたけれども、し尿の定額制、一般家庭につきましては、46世帯、56人となっております。

資料をめくっていただいて、2ページ目、3番、許可制への移行について。葉山町におきましては、し尿の収集と浄化槽清掃は利用者が直接許可業者と契約して料金を支払うという、先ほどから出てきています許可制という形で実施しております。収集したし尿及び浄化槽汚泥は、葉山町の自分のところの処理施設に搬入して、町で処理をしています。

葉山町の処理施設で逗子市のし尿についても共同処理を実施して、逗子市の施設を廃止するとともに、し尿の収集、運搬及び浄化槽清掃体制を葉山町にあわせて、逗子市においても許可制の導入を図ることにより、財政的なメリットが得られます。

許可制への移行によりまして、市民負担については、現在よりも増加することになると思われませんが、公共下水道接続へのインセンティブにつながるものと考えられます。

許可制へ移行した場合の想定される手数料、現在はまだ決まっておりませんが、参考までに葉山町と鎌倉市の数値を使って計算してみたものが例1、し尿になっております。ですので、1人世帯の場合ですと、現在月額80円、年額で960円だったものが、葉山町の参考値で計算しますと、月額1,620円、年額が1万9,440円、鎌倉市の数値を使いますと、月額2,010円、年額2万4,120円となっております。

例2は浄化槽の手数料を計算したものになっているんですが、こちらは槽のサイズが必ずしも世帯の人数と比例しているわけではなくて、まちまちになっておりますので、ちょっとわか

りづらい表になっておりますが、1.02 といった形で計算をしております。現行4,000円のもの葉山町でいきますと1万1,880円、鎌倉市で計算しますと1万1,340円となっております。鎌倉市の場合は、さらにホースの距離による割増料金というの、これとは別に設定されています。

あと、このほかにほかの市町村の参考資料としまして、A3の両面の資料を後ろに付けてあります。細かい表になっていきますので、後ほどまたご参照いただければと思います。

最初の資料に戻りまして、2ページ目の一番下です。逗子市の公共下水道使用料の場合は幾らになるか、参考料金を例3として載せてあります。こちらは2カ月に40立方メートルということで計算した場合の数値が、平均的な使用料は2カ月に払いますので、2カ月に3,520円、年額にしますと2万1,120円となっております。こちらのほうは減免の制度がありまして、右のほうに米印で書いてありますが、生活保護世帯等には使用料の免除の制度ですとか、使用料の40%を減額といった制度があります。

次の3ページ目になります。4番、経費削減効果としまして、逗子市のし尿の収集、運搬及び浄化槽清掃業務並びに施設維持管理に係る経費は、平成27年度決算で約2,200万円、し尿処理手数料及び浄化槽清掃手数料収入は、同じく平成27年度決算で93万円程度となっております。ちなみに、葉山町の処理施設維持管理に係る経費は、平成27年度決算で約5,338万円となっております。

共同処理を実施して、逗子市の処理施設を廃止することができますと、収集、運搬については許可業者が行うことにより、これらの経費が歳入、歳出ともなくなります。

一方で、し尿処理を葉山町の施設で行うこととなりますので、葉山町へ処理費負担金として支払う経費が発生してきます。この負担金につきましては、今後協議を重ねて検討していくこととなりますけれども、逗子市の施設の維持管理が不要になるということで、その経費削減効果が得られるものと見込んでおります。

最後に、参考で表3ということで、逗子市と葉山町の平成27年度の収集量実績を載せてあります。かなり数値が違うような形になっていきますので、ちょっと負担金が幾らになるかは決まっていらないんですが、こちらを参考にしていきたいと思っています。

資料の説明につきましては、以上になります。

【南川会長】 ありがとうございます。

少し細かな中身になりますので、皆様からまずご質問があれば、ちょっと私から先に伺ってよろしいですか。

まず、逗子市の廃棄物の減量化、資源化、適正化に関する条例がありますけど、今回これと言うと、すいません、どこを変えようということになるんでしょうか。何条というのか、何条何項でしょうか。

【事務局】 まずは、第29条という条項がございます、市長は浄化槽の清掃を行うことができるという規定がございます。この規定に基づきまして、過去には市が直営で浄化槽の清掃あるいはし尿のくみ取りもしていたわけなんですけれども、現在は、いずれにしても市の事業ということで、委託事業ということで業者に委託をして行っております。市が実施しているという形の一定の根拠条文になります。

これが許可制ということになりますと、民間事業者に許可を与えまして、実際の浄化槽清掃あるいはし尿のくみ取りにつきましても、その対象となる世帯、市民が許可業者と個別に市民の契約をして、清掃あるいはくみ取りを行ってもらおうという形に制度を変えるということなので、この浄化槽清掃の市が行うということの根拠規定については不要になるので、ここは削除することになると想定しています。

また、30条のほうで一般廃棄物の処理手数料ということで、し尿も一般廃棄物でございますので、市がし尿の処理を行うということであれば、市が行う業務につきましても、しかるべく手数料をいただくという根拠規定になります。実際には、第30条から別表に具体的な金額については定めている形で、そのページの一番下のところにちょっと途切れて裏面になりますけれども、別表第1のほうで、表の下段部分、し尿の処理ということで、定額制あるいは従量制ということで、し尿の処理手数料を定めてございます。こちらのほうも許可業者と市民との契約で対価をお支払いいただくという許可制に移行しますと、手数料の徴収ということはありませんので、この部分が削除になるという形になります。

し尿の処理と浄化槽清掃は、また別の定め方をしております、別表第2の浄化槽の清掃手数料、こちらも現在、市のほうで業者委託をして、市が実施して手数料を徴収しているという形なんですけど、これも許可制に移行することによりまして、し尿のくみ取り処理と同様に手数料としての規定というのは不要になるということで、削除ということで想定しております。

表面の下32条については、参考に記載させていただいております。許可を与える根拠というのは法にあるんですけれども、許可を与えるに当たっての許可申請手数料がまた別にありますので、その根拠となる条文ということで、一般廃棄物処理業あるいは浄化槽清掃業の許可をこの規定に基づいて与えて、手数料を許可業者からもらう根拠規定になるということで、これは参考で記載させていただいております。

ですので、条例の改正が必要になるというところでは、第29条と第30条で定められている別表が改正の対象になるということをご理解いただければと思います。

【南川会長】 32条は業者さんの手数料なんですね。

【事務局】 手数料です、はい。

【南川会長】 許可を得たときの、申請するときのね。

【事務局】 はい。

【南川会長】 そういうことですね、わかりました。

そうすると、29条を改正するというのと、これは多分不要になると思うんですけど、取るということと、あと裏面になりますけれども、し尿処理の表のところと浄化槽の清掃のところが要らなくなるということだと思うので、その許可制にした場合の契約というのは民民だという話がありましたが、民民ということは料金も全部民民でやるんですか。どうするんですかね。そこら辺は、浄化槽の場合、一般に業者がやる場合も大体金額は決まっていますよね。

【事務局】 そうです。大体の地域での水準がございますので、許可業の許可というのは市の権限で与えるものですので、与えることが想定している業者にあらかじめ聞き取りなり調整することによって、水準につきましては、場合によっては地域の水準に合わせるよう調整になるかと思えますし、ある程度の水準の見込みのほうはきちんと制度改正に当たって、市民にあらかじめお示しする中で制度改正につなげていくという予定で考えております。

本来的な考え方としては、多く行われている一般廃棄物の収集、運搬業の許可の場合につきましては、逗子の場合でも一般ごみの収集、運搬業の許可というのは8社程度の業者に許可を与えておまして、基本的には自由料金制で、かなり業者間でのサービスの違いとかも含めた中で差はあると聞いており、そこをあまりコントロールするということは現状ではしていないんですけれども、し尿については今回移行するというタイミングに当たっては、その辺をきちんと確認し、市民に説明できるためのそういった水準をお示しすることは必要なんだろうと考えています。

【南川会長】 今の一般廃棄物の話は、事業系一廃ということでしたっけ。

【事務局】 はい、事業系一廃です。

【南川会長】 わかりました。

それから、あとは、すいません、浄化槽というと、清掃だけじゃなくて検査とかあると思うんですが、そこら辺はまた別の話になるんですかね。

【事務局】 そうですね、浄化槽法に基づく必要とされている定期検査については、そうい

った資格を持っている業者も中にはいるかもしれませんが、基本的には検査機関は別にあるというふうに認識しています。

【南川会長】 それは今でも別にやっているから、これからも浄化槽を使うのであれば、個別の家が契約して個別業者さんの検査を受けるということになるんですかね。

【事務局】 そうです。

【渡邊委員】 1点よろしいですか。

【南川会長】 どうぞ。

【渡邊委員】 今の法定検査の話は、この表1の中で月額幾らの中には……、そうか、浄化槽の立米あたりか。1.5立米、1.5立米以上の中には入っていないんですね。

【事務局】 市で業務委託して行っているのは清掃だけですので、法定点検は別で、浄化槽法に基づいて市民の方がそれぞれなされているとっております。

【南川会長】 でも、今、単独浄化槽だと、年に1回検査をやって大体4,000円ですよ。たまたまこれと一致するんですけどね。

あと、すいません、3ページに数字がありますけれども、現状で言うとあれですか、27年度で言うと、市に入った手数料が93万円で、使った経費が2,200万ということなんですか。

【事務局】 はい、そのとおりです。

【南川会長】 ちなみに、なかなか比較は難しいんですが、下水道自身も相当赤字ですよ。多分担当じゃないんでしょうけど。やっぱりし尿処理とか排水処理というのはそういうものなんですかね。収入と支出の関係からいうと。多分下水道も、大赤字は赤字なんですよ。みんな大赤字なんですよ、この辺はね。

【事務局】 赤字をどういうふうに捉えるかというのは難しいですね。

【南川会長】 ええ、それはそうなんです。おっしゃるとおりなんです。

【事務局】 施設整備は確かにむちゃくちゃかかりますので、それが全部企業会計みたいに収入で賄っているかといえば、それはないですよ。

【南川会長】 それは難しいんですよ。

【事務局】 都市計画税で充当していますので。

【南川会長】 あと、今度これがもし通れば、逗子市の施設を廃止するというんですけども、今、市内にし尿処理施設がちゃんとあって一応動いているわけですね。

【事務局】 正式に言うと、し尿処理施設ではなく……。

【渡邊委員】 下水道放流しているんですか。

【事務局】　　そうです。集めてきて、希釈して、破碎して、管に放流する。

【南川会長】　　下水道処理施設に入れているわけですか。

【事務局】　　そうですね、最終的には。

【南川会長】　　なるほどね。

【渡邊委員】　　設置届は出してないんですか、廃止してるんですか。

【事務局】　　いや、あれは何だっけ、廃掃法？　何法ですっけ。

【渡邊委員】　　廃掃法の。

【事務局】　　し尿処理施設にはなっていないです。

【南川会長】　　要は、みんな集めたものを下水処理施設に入れてるということですね。何らかの中間処理をするにしても、しないにしても。

　　すいません、ちょっと私が勝手に聞いていました。皆さん、どうぞ、ご質問のほうをお願いします。

【橋詰委員】　　幾つかいいですか。

【南川会長】　　どうぞ。

【橋詰委員】　　今、委託でやっているんですよね。

【事務局】　　はい。

【橋詰委員】　　全国的には多分、許可が圧倒的に多いと思うんですけれども、委託、もともと直営だったんですよね。

【事務局】　　し尿につきましては、県内の一覧表がこちらについておりますけれども、浄化槽の清掃については許可制でやっているところが、多分全国的にも圧倒的に多いのかなと思います。浄化槽の清掃については、まだ直営とか委託でやっているところもありますし、許可制でやっているところも県内では結構あるんですけれども、し尿については、少なくとも神奈川県内だけ見ると、し尿のくみ取りは神奈川県内の市で許可制でやっているところはありません。

　　なおかつ、この資料を見ていただくと、横浜市など、政令市などは直営で無料でやっていたりとかするので、し尿については大分、少なくとも神奈川県内では、料金も低目で、直営あるいは委託で手厚くやっているところが多いという現状があります。

　　逗子市につきましては、以前は市の職員が直接くみ取り業務をやっておりましたけれども、平成20年前後ぐらいから業務委託に切りかえて、民間委託にしたというような形です。し尿のくみ取りの許可制の検討に当たっているいろいろ調べている中では、県内では許可制をやっている市はないんですけれども、全国的に見ると、少なからずし尿のくみ取りについても許可制で

やっていて、行政である程度料金水準をコントロールしている場合もありますし、もう完全自由料金制ということでやっている自治体も全国的に見るとあるということでは承知しております。

【南川会長】 葉山はどこか表示が出ているんですか。

【事務局】 すいません、これは県内の市の清掃行政の協議会でまとめた資料なので、市の情報しか入っておりません。

【南川会長】 町は入ってないんですね。葉山はやっぱり全部許可なんですか。

【事務局】 葉山町も以前は町で行っていたんですけれども、し尿のくみ取りと浄化槽の清掃につきましては、26年度、許可制に移行しているところです。葉山町の料金水準はこちらの資料の2ページのところに参考で載せさせていただいております。

葉山町の場合は、2社、許可を与えている業者がいて、大体の水準はここに書いてある水準ぐらいだということなんですけど、お客さんとの契約上のくみ取りのしやすさだったりとか、浄化槽の清掃についても、ホースを伸ばす長さによって微妙に金額が違ふとかいうところがあって、その辺のところは許可業者間、2社でも全く同一ではないとは聞いております。ただ、ある程度の水準はそろえられているということだと思います。

【南川会長】 皆様、いかがでしょうか。

【橋詰委員】 これ、いわゆる、くみ取りが46世帯、66人あるという意味ですよ。

【事務局】 はい。

【橋詰委員】 これは場所的には、なかなか下水道接続は難しいんですか。そのままの状態が残っている理由があるんですか。あるいは、浄化槽のほうも同じ質問なんですけどね。そうか、浄化槽のほうは件数が55件だから、何世帯とか、何基とかいうのは、それはわかりやすいですね。

【事務局】 下水道課のほうで把握している浄化槽が設置されている数については、100件を超えるぐらい設置されているということのようなんですが、現在使われていなかったりとか、空き家だったりとかということもあるとか、あとは清掃していないというケースもあるのかもしれないんですけれども、実際には、市の委託業者が浄化槽清掃に入っている件数というのが年間55件で、延べの件数なので、世帯数としては、28年度の実績で40世帯ぐらいのところの浄化槽は清掃に入った実績があるようです。

詳細に立地上の条件とかを一件一件確認しているわけではないんですが、世帯としては、ある程度高齢の単身の世帯であったり、あるいは、公共下水道が面的には逗子市内は100%整

備されていますので、つなごうと思えばつなげるはずなんですが、多分道路の、距離の離れた側に下水管が通っていると、そこまでアスファルトをめくって管をつなげるというのはそれなりに高額な費用がかかると思いますので、その辺のところではなかなかつなげられないというような状況があるのかなと思います。

あとは、場所によっては、下水道管が通っている場所からは、相当奥まったへんぴなところに住宅があるというケースもあろうかなと思いますけれども、立地上のそういう条件とかを全件見ているわけではないんですが、一つ言えるのは、単身の、ある程度高齢の世帯とかが多いというのは承知しています。

【南川会長】 いかがですか。

どうぞ、鈴木さん。

【鈴木委員】 3ページの表3の、し尿及び浄化槽の収集量のところで、逗子市がし尿220で、葉山が179と書いてあるんですが、当然のように葉山のほうが多いんじゃないかと思ったら、逗子のほうが多いのは、なぜと言ったら変かもしれないですけども。

【事務局】 おそらくし尿のくみ取りの差というのは人口規模の差なのかなと単純に思うんですけども、1つ大きく違うのは、公共下水道の整備率、普及率が違うので、浄化槽の数についてはかなりの開きがある。逗子市は年間の浄化槽汚泥処理の収集量が113キロリットル対しまして、葉山町は9,579キロリットル、くみ取りの……。

【鈴木委員】 し尿のほうなぜ多いのかなと。220と179、葉山が179ですよね。逗子のほうが少ないんじゃないかなと思って。

【事務局】 おそらくそこは逗子のほうが人口が多いので、世帯数が多いので、そこにある程度比例した数字になっているんじゃないかなと。

【南川会長】 これ、でもほとんどくみ取りでしょう、このし尿というのは。

【事務局】 し尿はくみ取りです。

【南川会長】 くみ取りだから。

【事務局】 あとは仮設トイレも。

【南川会長】 だから、くみ取りの家がそれだけ多いんですね、きっとね。

【鈴木委員】 逗子のほうが？

【南川会長】 ええ、そのまま。

【事務局】 絶対数としては。

【渡邊委員】 結局、葉山町のほうは、合併処理浄化槽の推進をやっているとかね。

【南川会長】 だから、浄化槽になってないんですよ、きっと。昔ながらのやり方でやっているから。

【渡邊委員】 し尿が少ないから、あんまり積極的にやっているという用語弊があるかもしれないけど、葉山は御用邸とかもあるから、結構浄化槽区域という区域が多いので、その浄化槽区域の中では、浄化槽に変えなきゃいけないというか、そういうふうに一応、案内はするんですよ。

【鈴木委員】 わかりました。すいません。

【橋詰委員】 逗子の、先ほどおっしゃっていた浄化槽の清掃、年間40世帯というようなお話だったと思うんですが、これは、合併、単独、どうですか。

【事務局】 合併は1件だけで、残りは単独です。

【南川会長】 そうでしょうね、ほとんど単独でしょうね。だって、合併するんだったら、それなりにかかりますから。それだったら別に下水道につないだほうがよくて、今、合併するとやっぱり何十万かかかりますもんね。60万とか100万近くかかりますから。それだったらもう下水道につないだほうが多分早いんですから。ただ、下水道の場合、し尿だけじゃなくて、お風呂とかあれも全部つなぐでしょう。そういう意味では工事はかなり金かかりますよね。お風呂とか洗濯とか台所とか、それも全部やりますから、単独浄化槽の場合だったらトイレだけですから。

【渡邊委員】 ちょっとよろしいですか。

【南川会長】 どうぞ、はい。

【渡邊委員】 私、この検討、よく仕事でやるんですけども、まず、し尿の、年間延べ688件というのが大体何世帯相当の何人ぐらい相当なのかという話と、あと、浄化槽の年間延べ55件の中にどれぐらいの規模のもの、要は大型の浄化槽がどれぐらい入っていて、ほとんどが個別なのか、個別というか、ちっちゃい浄化槽なのか、大型浄化槽なのか。それは将来的に葉山と処理をやるに当たって、大型の浄化槽って多分業者さんが一遍に持っていきこうとするので、その日だけ浄化槽の量が増えるはずなんですよ。そうすると、実際向こうに搬入制限があるとかないとかという話が出てくると思うので、そういったことについては、もし資料が今あるのであればよろしいですし、そういったことは全部把握されておいたほうがよろしいんじゃないかとは思いますが。

これ、延べ件数ということは年に1回清掃しているだけなんですよ。

【事務局】 まず浄化槽の延べ件数につきましては、先ほど副会長からのご質問にもお答え

したんですが、延べの件数で、世帯数としては約40世帯ぐらいなので、1回ないし2回やっているところもあるのかなという感じです。

あと、し尿の従量制の年間延べ688件というのは、これはもうほとんど工事現場とかの仮設トイレであったり、あとは夏の期間、海水浴場に設置している仮設トイレだったりとか、そういったものの件数ですので、要は、いわば事業系の仮設の件数になります。

浄化槽の容量については、ちょうどデータを委託業者のほうから取り寄せたばかりで、一応その辺のところはちゃんと把握して、しっかり検討に反映していきたいと考えています。ちょっと集計ができていないので、ざっと見る限りでは、1立米台、2立米以下の浄化槽がほとんどかなと思います。中には40立米というのが、規模の関係性はよくわからないんですけども、40立米だったり、10立米ぐらいのも、中には1つ、2つあるかなという程度で、ほとんどは2立米以下という状況です。

【渡邊委員】　あと、自治体さんが持たれている浄化槽というのはあるんですか。要は、自治体管理の公園だとか。

【事務局】　　ないです。

【南川会長】　　多分下水につないで使うんでしょうね、公園、トイレをつくったときにね。

【渡邊委員】　　一瞬、蘆花記念公園の上の建物の浄化槽と　　。あの辺って区域外なんですけれども。そういう細かい話はいいんですけど、すいません。

【南川会長】　　皆さん、いかがですか。今日初めての話ですから、基本的なことでも結構でございまして。

【鈴木委員】　　いいですか。

【南川会長】　　はい。

【鈴木委員】　　金額を変えたい、値上げをしたいというお話でしたよね。ずっと同じ値段で、安い、80円という。これって幾らぐらい純粹になるのでしょうか。

【南川会長】　　結局、金額を変えるといふか、金額自身は後でそれなりの相場ができて指導はするけれども、基本的には、今、市がやっているのは委託ですから、委託の場合は市に払うんだから決めますが、許可制にしちゃえば、あとは業者と利用する人の個人個人の契約になると。ただ、相場感を示すと、そんな感じなんですかね。

【事務局】　　はい、そうです。

【田宮委員】　　いいでしょうか。

【南川会長】　　はい、どうぞ。田宮さん。

【田宮委員】 下水道の、調べたこういう紙が来ますよね。

【南川会長】 使用料？

【田宮委員】 はい、使用料の。それが来るところは市の管轄で下水道へ流す、あれを見ると、市で扱っているのか、それとも業者に頼んでいるかがわかると業者の方に言われたんですけども、わかります？ 言ってること。私もこの間初めて聞いて……。

【事務局】 基本的に下水道の使用料は、神奈川県の水道の使用料と連動していますので、県水のデータをもらって一緒に徴収していただいているという。

【田宮委員】 上下水道という細い紙が来ますよね。あれのどこかを見ると、これは市で扱っているところ、これは業者のほうって。

【事務局】 業者のほう？

【田宮委員】 それはないんですか。

もし万が一、浄化槽がおかしくなったときに、修理とか見てもらうとかいったときにはそれを見るところいいんだよというふうに教えて。

【事務局】 浄化槽なのか、下水道にちゃんとつないでいるのかというのがまず1つ違うので。

【田宮委員】 それを見るとわかると言われたんですけど。

【橋詰委員】 多分請求が、水道料金だけなら浄化槽がやって、上下水道料金なら下水道だということじゃないですか。

【南川会長】 そうだと思います。

【田宮委員】 そういうこと？

【橋詰委員】 はい。多分そういう意味だと思いますけど、おっしゃっているのは。

【南川会長】 でも、上下水道セットで来ますよね、下水道をやっているところは。浄化槽のところは上水道だけの請求書が来るわけでしょう。

【事務局】 はい。

【田宮委員】 一緒に来る……。

【南川会長】 一緒に来ますかね。

【事務局】 一緒に来るけれども、下水道の欄が空欄になって。

【南川会長】 空欄になっていて、それで浄化槽のところがあるわけですか。

【事務局】 いや、浄化槽はないはず。

【南川会長】 ないわけ？

【橋詰委員】 ないでしょうね。

【事務局】 はい。

【田宮委員】 そうですか、もう一回よく見てみる。言われたまま、あ、そうですかというだけの話。

【事務局】 見て、ご不明な点があれば、また個別でお伺いします。

【南川会長】 どうぞ、渡邊さん。

【渡邊委員】 件数が少ないので、例えば、市が市町村設置みたいな形で、今あるし尿と浄化槽と買い取ってしまって市が管理するという考え方はやっぱりないですかね。今、結構市町村設置で整備して、要は維持管理が、先ほど言ったように、業者、民間の話になるので、やっぱりやらなかったりする人がいるので、別に悪いことを言うわけではないんですけども、市町村設置でやると、維持管理まで全部市が面倒を見ることにはなるので、それなりに処理が担保できるようになるにはなるんですが、体制が増える……。

【南川会長】 それをやっているところを僕も幾つか知っていますけれども、やっぱり下水道区域外ですよ。

【渡邊委員】 外ですよ、そうですよね。

【南川会長】 外だと結構、要するに下水道のかわりに、市町村が合併浄化槽をまとめて設置して管理もしていると、料金を取っているというのはありますけれども、多分下水道区域だとなんかじゃないですかね。ちょっと私も全部は知りませんが。

【渡邊委員】 下水道で共同処理をやるときには、よくやるパターンは、し尿と浄化槽汚泥の使用料金と下水道料金を全く合わせてしまうというパターンが多いと思うんですけども、今回のこの件も、何も考えなければ基本的に下水道の区域内なんだから、下水道料金と同じ料金は徴収すべきというか、そのほうが負担的には平等というか。

【南川会長】 それを言っちゃうと、これは検査があるからなかなか。下水道は検査費用はないですからね。

【渡邊委員】 法定検査と、あと、ブロウの電気代とかですね。

【南川会長】 ええ、ちょっと違うんですよ。

【橋詰委員】 実際問題として、くみ取りと単独浄化槽が大部分だとすると、雑排水がどうなっているかどうしても気になってしまうので、汚染的に考えると雑排水が気になってしまって、その分と、それから、結局両方合わせても、たかだか46世帯と40世帯、約100世帯弱じゃないですか。100世帯弱を費用負担関係という観点と、少ないかもしれないけど雑排

水対策と両方ありますよね。そうすると、どうしても環境的に考えたら雑排水対策だから、どうやって下水道に接続させるかということを考えないと、これ、料金取るから下水道にこの際つないでくださいと言って、あっさり工夫を、ほんとうにやさしくはないんじゃないかと思うんだけど、もう一声、そこは接続させるための方策は何かないのかなという気がどうしてもしますよね。

【南川会長】 結局強制できないんですよ。

【橋詰委員】 強制できないですからね。

【南川会長】 下水道も強制できないから。

【橋詰委員】 下水道並みの料金にしましたといたら、そこで十分やって、自分は負担していますよって、逆に何か免罪符というところが見えてくると、そんな感覚も持ちちゃいますよね。

【南川会長】 あとはいかがですか。この件は、また今日の説明を一度事務局と相談して整理をした上で、もう一度、また次回、いろいろとご議論をさせていただきたいと思います。また何かあれば後でお伺いしますけれども、とりあえず質問と、いろいろ議論はしたということで、その次の話題に移らせていただきます。もし何かあれば戻っていただいて結構でございます。

それから、次が議題の4でございますが、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画検討状況について説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、座って説明させていただきたいと思います。

2市1町ごみ処理広域化実施計画策定状況について、経過報告させていただきます。

まず、資料1のA3の横長の表をもとに説明をさせていただきます。

現在、作業状況としましては、今年度、各構成市町の部長以下で構成しております協議会については第1回を5月24日、第2回を今月28日、来週の月曜日に開催する予定になっております。

また、実際の作業は、係長級での作業部会で進めております。この作業につきましては、今年度4回開催しまして、今月24日、第5回を開催する予定で今作業を進めております。その作業部会での作業状況について、資料1をもとに説明をさせていただきます。

これは、2市1町、鎌倉、逗子、葉山のごみ処理の現状及び課題について取りまとめた資料になっております。ごみの分別区分ごとに左から現状と課題、そして、右側に想定される広域連携及び可能性の整理ということでまとめてあります。

例えば、まず燃やすごみについて説明させていただきますと、まず現状でございますが、鎌倉、逗子、こちらは直営の焼却施設でごみを焼却し、残渣を両市とも委託で資源化を行っております。葉山町におきましては、外部で焼却処理して、残渣も委託で処分しております。葉山町は、現在焼却施設を休止して、自前では焼却を行っていない状況にあります。鎌倉市及び逗子市の焼却施設は大規模改修としての基幹的設備改良工事を、逗子市においては平成23年度から25年度に実施しております。鎌倉市は、現在新たなごみ焼却施設建設に向けて、建設候補地の周辺地域住民と話を進め、平成37年度稼働を目標に今作業を進めている状況にあります。

上から5番目について訂正をさせていただきたいのですが、逗子市は葉山町からのご受入れを準備中と記載していますが、既に7月から開始しております。

以上が燃やすごみについての処理の現状です。次に、右側に想定される連携の対応ということとまとめてあります。もう既に圏域で個別の計画として、鎌倉市については焼却施設を今建設に向けて計画中ということと、あとは逗子市におきましては、平成23年から平成25年度にかけて大規模改修を行い、今後10年以上の既存焼却施設の稼働を目指して整備をして焼却を行っていくことになっております。また、葉山町は逗子市と連携して逗子市の焼却施設において焼却を行っていくという状況にあります。

あとは、想定される連携というのは、これは各市町においての課題としてのごみの量の削減ということがあります。特に食品廃棄物の減量化というのが一つ対策として課題に上げられておりますので、食品リサイクル法に基づく登録再生事業者の誘致、この辺も一つ、今後できないかということで検討を進めている状況にあります。燃やすごみに関しましては以上のような状況で、あと生ごみについては、現状ですが、逗子市と葉山町で共同での資源化を視野に、施設の整備に向けて協議中です。鎌倉市は可燃ごみとして焼却施設の整備を進めているということで、燃やすということで施設の規模を設定していますので、生ごみの資源化というのは、現状では難しい状況にあります。今後、生ごみに関しては、葉山町と逗子市の連携ということで進めております。

次に、プラスチックごみ、これは逗子市では分別収集を行っておりません。ほかは分別収集を実施している状況にありますけれども、これは2市1町の中で分別の統一が行われていないということがありまして、今後は資源化に向けて検討を継続していくという、そのような位置づけになるかと思えます。

次に、植木剪定枝、これは2市1町とも現在、外部で資源化を委託して行っておりますので、

今後、これを継続して行っていく方向で、今、検討しております。今後、委託の効率化に向けてどのようにやっていくかということになるかと思いますが、当面は逗子市と葉山町でストックヤードの整備ということで検討を進めている状況にあります。

あと不燃ごみについては、現状では逗子市、葉山町の施設の老朽化が著しく、更新の時期に来ているという状況にあります。また鎌倉市、これは分別収集して、あとは手選別等での分別をして、外部委託で資源化を行っているという状況にあります。そんなことで、今後、不燃ごみについても、2市1町での施設の整備に向けて一つの連携の可能性があるのではないかと考えられます。

その他、小型家電、危険有害ごみ、これらについては、まず小型家電ですけれども、逗子市のみが分別して資源化を行っている状況で、他の自治体のほうではまだやっていないという状況にあります。あとは危険有害ごみですが、これは各市町で分別収集を実施して、外部に委託しているという状況にあります。これらについては自前で処理施設を設置してやるというわけではなくて、集めたものを保管して、そのまま外部で委託してやっているという状況にあり、今後とも、このような形での継続で検討を進めている状況にあります。

次のページをお開きください。網をかけた部分の粗大ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチック、空き瓶、これらについては、各市町で現状、施設の整備等の課題があり、今後、これらの整備について、連携が出来ないか検討しております。

その他の空き缶、廃食用油、紙類、布類等につきましては、各市町において集団回収で直接、業者等資源化を行っているとか、あとは委託でやっているというような状況から、今後、これらについては効率的な資源化、委託等のやり方等についてのやり方があるかどうかというところでの整理になっていくかと思っております。

以上について、一例としてのケースとして取りまとめたものが資料2になります。次のページのA4縦長の図になります。これも以上の経過等を踏まえて、こんなケースはあるだろうという一つのケースとして検討したものです。可燃ごみ、これは先ほど言いましたように、既にもう個別に計画が進んでいるということで、これは特に大きな流れはないかと思えます。それと植木剪定枝、これは逗子市と葉山町がストックヤードを整備していくということ。今、それに向けて、先ほどのし尿浄化槽の処理と連携した形での相互協力ということで載せてあります。

また、第Ⅰ期、第Ⅱ期の、Ⅰ期部分というのが、2024年となっていますけれども、これが鎌倉市の焼却施設、今、名越清掃工場が1基あるのですが、その施設が廃止になって、新たに2025年から新しい施設が稼働するというところで、これを境にⅠ期、Ⅱ期ということで、

分けて考えております。ちょうど鎌倉の焼却施設が廃止された時点において、容器包装プラスチック、ペットボトル、不燃ごみ、粗大ごみの処理施設の整備に向けた連携が一つの考えとして想定されるのではないかと考えています。これについては場所をどうするかとか、大きな課題があります。

第1期計画での鎌倉市、逗子市、葉山町の連携を示したのが下の図です。例えば、逗子市のほうから矢印が葉山町に向かっている生ごみ処理施設。これは、生ごみを逗子市から葉山町に持って行って、生ごみ処理施設で処理していただくという、このような図であります。それで、ペットボトルについては、葉山町と逗子市から点線で鎌倉市に向いていますが、これは可能かどうかということで、現在、検討中です。ただ状況的には難しい状況にはなっておりますけれども、このようなやり方ができないかということで、今、検討を進めている状況であります。

それから、1期については、以上のようなことで、早期にある程度、実現に向けてやっていただくということで整理したものであります。

簡単ですが、今の作業の状況として、ここまで進んでいるということで、ご報告をさせていただきました。

【南川会長】 では、これについて、皆さん、何かございましたら。

ちょっと教えてほしいんですが、これは今、資料2の一番下の図の鎌倉市から3万トンオーバーとあるでしょう。これは可燃ごみのことなんでしたっけ。

【事務局】 燃やすごみです。

【南川会長】 燃やすごみが3万トンということですか。

【事務局】 鎌倉市で3万トンまでが一応、住民との協定で燃せるというのがありまして、それをオーバーした分が逗子市のほうでの連携の中で受け入れるということです。

【南川会長】 鎌倉市で燃やせるのが3万トンで、それを超えた部分ということですか。

【事務局】 はい、そうです。

【南川会長】 実際は超えているんですか。どうなんですか。

【事務局】 ここ一、二年、少なくとも見ている中では、一部民間の焼却施設のほうに委託して焼却をお願いしているという状況はあるというふうには聞いております。

【南川会長】 それは鎌倉のほうか？

【事務局】 鎌倉がです。

【南川会長】 市の施設では3万トン以下というわけですね、今は。

【事務局】 過去、鎌倉は焼却施設を2カ所に持っていて、1カ所が老朽化と住民協定

で廃止をしなければならなくなって、残る1カ所のほうで、当初からの住民協定では3万トンしか燃さないという住民協定があった中で、もう1カ所のほうを廃止した関係で、収まらないということで、時限的に住民との協定を3万3,000トンまで増やしたということで対応しているというふうに聞いております。その3万3,000トンの時限的なこの協定も、来年度いっぱいぐらいで切れて、また3万トンに抑えなきゃいけないというようなことの予定になっているようなので、来年度までは恐らく3万3,000トンまでは燃せるということで、収まる可能性はあるのかなというふうには思うんですけども、ただ、昨年度の状況では、3万3,000トンの時限的に増やした協定の中でもあふれる部分があって、民間の焼却施設に委託して出したというふうに聞いています。今年度どうなのかというようなところと、あと来年度まで3万3,000トンから、再来年度3万トンに戻ったときにオーバーフローするのかもしれないか、オーバーフローした部分について、逗子市のほうで覚書に基づいて受け入れましょうという、そういう話で、ある程度は協議をしているというところでございます。

【南川会長】 わかりました。皆さん、いかがですか。

【渡邊委員】 3万トンは年間ですか。

【事務局】 年間です。

【南川会長】 この2市1町のごみ処理の関係ですが、広域化ということで、特にリサイクルがこれから協力してやっていこうということがたくさん出てくるわけですね、中身を見てみると。

【事務局】 そうですね、そういう方向で、今まさに協議をしているというところですよ。

【南川会長】 鎌倉というのはし尿の問題はないんですけど、さっきの話題にちょっと戻るわけじゃないんですけども。

【事務局】 今までし尿の話というのは鎌倉市からの話題としてあまり聞いたことがなかったんですけども、最近この2市1町で計画づくりの作業部会をやっている中では、葉山町の施設のほうで余力があれば、鎌倉市の分についても検討できないかというような、そういう発言というのはございます。最近そういう話が出てきたばかりということなので、鎌倉市のし尿処理の実態のそこまであまり詳しく知らないんで、そういう話題は最近出始めているというところでございます。

【南川会長】 鎌倉も相当浄化槽を使っているところありそうですものね、あの地形からすると。下水道を全部やるのは多分大変だと思うんですけど、配管して。なおかつ、そこまで持っていけないかんでしょう。わかりました。

どうぞ、山崎さん。

【山崎委員】 資料2の下のほうの絵でストックヤードというのがありますけども、葉山町です。資料1の植木剪定枝で、葉山町とストックヤードの統一を図りたいと、これはどこか場所は具体的に決まっているんですか。

【事務局】 現状、こちらにあります逗子市と葉山町ということで言いますと、両自治体とも植木剪定枝については燃やさずに外部委託をして、堆肥化して資源化をしているという状況でございまして、逗子市は逗子市で民間の堆肥化業者のところに一旦クリーンセンターでストックしてから積みかえて運んでいる。また、葉山町は葉山町で同じように民間業者に、葉山町のクリーンセンターのほうでストックを一旦して、それを積みかえて運んでいる。別々に同じような委託での処理をしているので、それをこの一カ所に集約して、契約も一緒にすることによって、契約単価であったりとか、運搬効率を上げることで省力化と経費の削減、効率化ができないかというようなところでの検討をしようということです。想定といたしましては、逗子市と葉山町との役割分担ということでは、冒頭市長からもありましたけど、焼却と容器包装プラスチックを逗子市で、し尿と植木剪定枝を葉山町でということで、そういう方針で協議をしているというところなので、ストックヤードの統一ということで言いますと、葉山町のほうで集約してストックしていただいて、一緒に委託処理する。場所の想定は葉山町のクリーンセンター内で、その場所の確保を葉山町のほうでご検討いただくというようなことでの協議になります。

【山崎委員】 量的には、場所的には大丈夫なんですか。逗子のものを全部持っていつちゃっても。

【事務局】 そこは検討をしていただいているような状況です。

【山崎委員】 わかりました。

【南川会長】 あといかがですか。

どうぞ、鈴木さん。

【鈴木委員】 生ごみを逗子と葉山一緒にとということで、検討中になっている、協議中と書いているんですけど、どのような協議のようになっているのでしょうか。見学に行ったあの方向で、葉山はどのように言っているのかとか言ったらおかしいかもしれないんですけど、葉山もオーケーなののでしょうか、ああいう形の。

【事務局】 その前提でのこの協議をしているというところで、最終的にオーケーになるかというのは、まだまだこれからということだと思いますが、ただ、審議会の皆さんに施設見学

していただいた埼玉県のある施設のほうには、葉山町は葉山町で視察に行って検討はしているというふうには聞いております。逗子市としてはその方向でうまく協議がまとまっていくことを望んでいるわけですが、まだこれからということです。

【鈴木委員】 まだこれから、まだまだ。場所は葉山でいいというような……。

【事務局】 そこも含めてです。

【鈴木委員】 それも含めて。

【事務局】 はい。

【鈴木委員】 わかりました。ありがとうございました。

【南川会長】 よろしいですか。まだこれも進行中の話ですので、これからまた。

では、すみませんが次の話題に移りますので、議題の5ということで、葉山町の可燃ごみの受け入れ処理につきまして説明を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 クリーンセンターの処理係長、松岡と申します。ご説明いたします。

7月から葉山町の可燃ごみの受け入れ処理を開始しております。一応試行期間ということで、9月までの間、さまざまな課題を、今整理している途中でございます。7月10日、月曜日から受け入れを開始しまして、7月分の受け入れ量の数がまとまりました。計画では18台90トンの受け入れ計画ということで、1日1台から2台の車両が葉山町から逗子市に入ってくるという計画でした。実績としましては、ほぼ同じなんですが、全部で18台の車両が逗子市に入ってきて、受け入れ量としては81.79トン。8トン強のマイナスにはなっております。この間、葉山町も当初、葉山町の職員も車両の後についてきて、往復のルート上の確認とか、ルート周辺のさまざまな影響に対する確認、そういうものも葉山町の職員が確認しておりました。7月の受け入れに対する手数料としての収入ですが、8万1,790キロ、81.79トンですので、30.36円、1キロ当たりこの数字で計算しますと、248万3,144円、この数字が逗子市に入る予定になっております。

以上です。よろしくお願いします。

【南川会長】 ありがとうございます。大体予定どおりと聞いていいんでしょうか。どうなんでしょうか。

【事務局】 予定どおりです。特に支障等、今のところ大きな問題はございません。

【南川会長】 搬入予定量が月平均400トンですよ。それで7月が全体で、これが8万……。

【事務局】 81.79トンです。

【南川会長】 キログラムだからそうか。

【事務局】 8万1,790キロ。

【南川会長】 8万ですね。月平均の見込みの400トンというのは、何かちょっと、すごく数字が違う気がするんですが。

【事務局】 最初出すほうも、受け入れるほうもさまざまな影響を考慮して、特に葉山町もいろんな試行パターンを考えまして、7月に関しては、やはりかなり用心した対応でやっております。あくまで目標としては、今おっしゃられた数字というのがあるんですが、スタートとして、あまり最初から大きな数字はなかなかできなかったと思います。

【南川会長】 見込み量の5分の1ぐらいになっているわけですね、そういう意味では。

【事務局】 はい。

【南川会長】 わかりました。

【事務局】 すいません、資料3の一番頭のこの資料につきましては、これは住民説明用の資料でございまして、松岡係長が申しましたとおり、まずは少量から問題ないことを確認しながら慎重に進めていくということでスタートしておりますけれども、問題なければ徐々に処理量は増やして行って、最終的には最大でこのぐらい、1日最大で3往復。週5日間、月曜から金曜まで、フルで最大3往復搬入ということにした場合には、月大体400トンぐらいにはなるかなというところでは、住民向けでは最大の数字がこのぐらいですよというようなところでの資料をつくってご説明を差し上げたところです。実態としては、ちょっと最初はゆっくり、慎重にスタートをし始めているというところでのご説明でした。

【南川会長】 あとはこの裏の通行経路がありますけど、特にこういうところから何か苦情があったとか、そういうことはないんですか。

【事務局】 私ども逗子市は今、現場としての葉山町のクリーンセンターへもそういう苦情はございません。

【南川会長】 わかりました。どうぞ。

【鈴木委員】 トンネル、池子十字路ですけど、トンネル工事しているんですね。すごく混むんですよ、あそこ。クリーンセンター、池子十字路とこのトンネルの間がすごく。あと米軍の出入りの関係もあるので。そこら辺は別に全然……。

【事務局】 おっしゃるとおり、トンネルの工事で、今、ふだん通れるコースが通れないということで、池子十字路から逗子警察署のところの渋滞のことをおっしゃっていると思うんですが、やはり葉山町も送り出すほうの部分で、かなりシミュレーションをしまして、時間帯も

考えています。混む時間帯をなるべく避けて通るようにしておりますので、今のところ予定の時間というのはあらかじめ、こちらに到着時間を知らせてもらっていますが、大きなずれはないです。

【鈴木委員】 そうですか。ありがとうございました。

【渡邊委員】 本当は東逗子駅の横のところを真っ直ぐ上がれるんですよね。

【南川会長】 そういう道路があるんですか。私は全くわかりません。

【渡邊委員】 この道を真っ直ぐ、ほぼ上に上がれるような道があって、そこの真ん中に神武寺というのがあるので、神武寺トンネルが今、工事中でして、そこは通れない。

【事務局】 ただ、車両としては8トンのコンテナ車ですので、なるべく県道とか大きいところを通るように葉山町も指示している。狭いところは通らないで、渋滞を起こさないような指示で車両も動いております。

【南川会長】 8トン車だとあんまり細いと交差できないですよね、車が。

【渡邊委員】 コンテナ車ってアームロールとか？

【事務局】 アームロールです。

【渡邊委員】 そうするとごみ汁というか、ああいうのっていうのは、特に漏えいとか臭うとかいうことはない……。

【事務局】 飛散防止も努めてもらっています。契約上にも入っておりますので、特に水分、そういうものに関しては漏れないように、周りの環境の汚染にならないように走ってもらっています。

【南川会長】 これは8トンだから全く普通のコンテナ車ですよね。いわゆるパッカー車じゃなくて。

【事務局】 パッカーじゃないです。

【南川会長】 パッカーじゃないんですね。そうすると葉山はどこかで、パッカー車で集めたものをコンテナ車に移しているんですかね、町の中で。

【事務局】 葉山のクリーンセンターのピットに一度落として、そこに葉山町はクレーンで外の車両に載せる機能があります。それで平均4.5トン、4,500キロ積んで逗子に今、来ております。通常こういうふうに詰め込むと、もう少し積めるんですが、過積載の注意をしています。

【南川会長】 それはそうですね。

【事務局】 あとうちのほうでピットに落とすときに、あまりにも詰め込み過ぎると落ちな

い可能性があるので、この辺は余裕を持って対応していきたいと思います。

【南川会長】 よろしゅうございますか、質問は。ありがとうございます。またこれは逐一報告をしていただくということで、お願いしたいと思います。大体終わりですね。ありがとうございます。本日いろいろご議論いただき、ありがとうございました。特に最初の議題となりました、市長からの諮問につきましては、また次回にいろいろ皆様のご意見を伺って、今日のご意見を参考にした上でまた整理をして議論をしていただきたいと思います。ありがとうございました。今日はこれで終わります。お疲れさまでした。

— 了 —